

吸収分割契約に関する事後開示書面  
(簡易吸収分割/略式吸収分割)

令和3年10月1日

エア・ウォーター株式会社

エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社

令和3年10月1日

各位

大阪府中央区南船場2丁目12番8号  
エア・ウォーター株式会社  
代表取締役社長 白井 清司

川崎市幸区大宮町1310番  
エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社  
代表取締役社長 堀 靖

エア・ウォーター株式会社（以下、「分割会社」といいます。）及びエア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社（以下、「分割承継会社」といいます。）は、分割会社と承継会社との間で締結した2021年7月8日付吸収分割契約（以下、「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、分割会社がケミカルカンパニー内の電材開発事業に関する権利義務の一部を分割承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行ないました。

本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下の通りです。

## 記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2021年10月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

- (1) 株主による吸収分割差止請求手続

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第784条の2に基づく株主による吸収分割差止請求権は発生しません。

- (2) 反対株主の株式買取請求手続

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

- (3) 債権者保護手続

分割承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定により、2021年8月17日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、会社法第

799条の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 分割承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）
  - (1) 株主による吸収分割差止請求手続  
本件吸収分割は、会社法第796条第1項本文に規定する場合に該当するため、会社法第796条の2に基づく株主による吸収分割差止請求権は発生しません。
  - (2) 反対株主の株式買取請求手続  
本件吸収分割は、会社法第796条第1項本文に規定する場合に該当するため、会社法第797条の規定による手続は行っておりません。
  - (3) 債権者保護手続  
本件吸収分割において、分割承継会社の債権者には、会社法第799条第1項第2号に定める債権者に該当するものがないため、会社法第799条第2項の規定による催告手続は行っておりません。
4. 本件吸収分割により分割承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である2021年10月1日をもって、分割会社から、本件吸収分割契約に定めるケミカルカンパニー内の電材開発事業に関する権利義務を承継しました。
5. 本件吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2021年10月1日
6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以上